企画:重広麻緒、哲野イサク、網野沙羅 調査・文責:哲野イサク チラシ作成:網野沙羅 連絡先:sarah@inaco.co.jp

## 第 125 回「3.11」特別版 広島 2 人デモ

2015 年 3 月 11 日(水曜日)18:00 ~ 19:00 いつもは毎週金曜日に歩いています 飛び入り歓迎です

今日で4年目です





福島原発事故は継続中、廃炉のメド立たず

## 本日のトピック

- 福島第一原発による原子力緊急事態宣言と特定原子力施設の意味
- 福島原発 第2過酷事故の危険は全く去っていない
- やっと見えてきた中期的全体観 リスクだらけの敷地内
- 全体が放射性廃棄物置き場と化している敷地内
- 3 号機ガレキ撤去に伴う放射性物質拡散事件
- 2015 年 2 月に明らかになった K 排水路汚染水流出事件
- 海水配管トレンチ汚染水問題とは
- あくまで凍土壁遮水工法に固執する東電・鹿島の 320 億円
- 本来の強力な権限を使おうとしない原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)

#### **黙っていたら** "YES"と同じです

#### 詳しくはチラシを ご覧ください

私たちが調べた内容をチラシにしています。使用している資料は全て公開資料です。ほとんどがインターネット検索で入手できます。URL表示のない参考資料はキーワードを入力すると出てきます。私たちも素人です。ご参考にしていただき、ご自身で第一次資料に当たって考える材料にしていただければ幸いです。

日曜日

、4年前の原発事故後に、する福島第一原発。2月下福島県大熊、双葉両町に立

妣

現在も日本は、福島第一原子力発電所事故による「原子力緊急事態宣言」中(2011年3月11日19:03発令)

# 福島第一原発による原子力緊急事態宣言と

特定原子力施設の意味

本日2015年3月11日、事故が起こってちょうど4年目です。一時期原発関連記事が少なかったマスコミも、4年目が近づくにつれ、記事量がめっきり増えました。(「3.11」が過ぎれば、何事もなかったようにまた記事量が減るでしょう)図1はそうした「3.11もの」の朝日新聞の記事です。(2015年3月8日付け大阪本社版)

記者の福島第一原発訪問レポートで、敷地内に汚染水、防護服やがれき、伐採した木などが所狭しと置かれ、とりようによっては、東電によって安全に管理されている、とも受け取れるなんとも暢気な記事です。「敷地外に出せずに」と書いてありますが、なざ出せないのかこの記者は疑問にも思ってもいません。また、毎時30mSvも出すような「がれき」(それは高濃度放射性廃棄物です)は、本来は厳重に密閉された状態で保管されなければならないのに(原子炉等規制法違反)、ほとんど野ざらしに近い状態で置かれていていいのか、という批判精神もありません。またこうした汚染水、がれき、ほこり、放射性廃棄物のために敷地境界線の放射線量、10mSv/年にまで上昇し、初期大量放出放射能、現在も毎時1000万Bq(1-3号炉のセシウムのみの評価)も続けている放射能などと相まって、新たな放射能汚染の原因因子となっていることなどまったく触れていません。というか、おそらくこの記者にはその問題意識はないのだと思います。

2012年11月、その年9月に発足したばかりの原子力規制委員会は、福島第一原発をその敷地ごと「特定原子力施設」に指定しました。規制委の規制・監視・評価の対象となったのです。しかし、見方を変えれば、福島第一原発は原子炉等規制法の例外施設、いってみれば、違法な放射性物質管理状況を免罪するのが

# 原発ごみたまる一方

## 

29 10版

□万安があり、東京ディズ、横げているのだ。
□万安があり、東京ディズ、横げているのだ。
□万安があり、東で回らな、東放 がれき、原保管施設の工事が、出さないよこさがある。東で回らな、事故 がれき・原保管施設の工事が、出さないよこな起うたとは一大の一大の世界を構れた数 かなった地面を組つかる人、のようだ。アの七月側に称り、東京ディズ、横げでいた。かつては海林、横の音が思うなか、日い防護 出さない対差 がったと嫌所だ。 東京・万泉本ケント散音がた。 東京・万泉本ケント散音がた。 東京・万泉本ケント散音のため 4 十立方はの容量を持ち、東電によるとき、汚泉本ケント散音のため 4 十立方はの容量を持ち、東電によるとき、汚泉本ケント散音のため 4 十立方はの容量を持ち、東電によるとき、汚泉本ケント散音のため 4 十立方はの容量を持ち、東電によるとき、大泉本ケント散音のため、4 十立方はの容量を持ち、東電によるとき、大泉本ケント散音のため、4 十立方はの容量を持ち、東電によると

2015年(平成27年)3月8日

。 D) に加むら日本原デナ研究 しかも か ( これらの廃棄物にどう向き の分析が は 別なり、どんな種類の数針性 勝の質がとことどんだ形と強っ 理や処分 して にいるのわからない 国際 は、20 1 1 原が研究開発機関 ( 1 R I と示され 1 原が研究開発機関 ( 1 R I とぶされ 1 にからからからない 国際 は、20 1 にからが 1 にがらが 1 にからが 1 にからが 1 にがらが 1 にからが 1 にからが 1 にから

理

方

 に切り倒した樹木、汚染水の 既に2基が完成。毎時30% ーベルトを超える高級量が以近で使ったボース類など、 シーベルトまでの高級量の きは金属製器器に入れて機を大体需要が発生していい 商業物を手が合けるが、で、の場所に置いた貯蔵車でなっ、付着した放射性物質の分 予定される一号機の作業で出る。付着した放射性物質の分 予定される一号機の作業で出る。付着した放射性物質の分 予定される一号機の作業で出

れる。 ・ で表現が答う白い不職布製 エー ・ で表現が答う白い不職布製 エー ・ で知 で保証される「優生される版と」。 ・ で知 で保証される「優生される「優生される「優生される「優生される「優生される「優生される「優生される「優生される「優生される「優生される」。

「特定原子力施設」だということができます。朝日の記者が見た光景は、本来はあってはならない放射性物質の管理を当然のごとく行っている"違法"な東電の姿だったのです。 (そのおかげで東電は放射性物質貯蔵管理コストを大幅に低減できます)

もう一つ私たちが忘れがちになる事実があります。それは<mark>福島第一原発事故による「原子力緊急事態宣言」は、4年経過した今日現在も解消されていない</mark>ということです。言い換えれば**法律上も、また実態的にも原発事故は「継続中」**だということです。日本政府はマスコミを総動員して「福島原発事故」の"風化"(早く忘れて欲しい)のイメージ作りに懸命ですが、事実は誤魔化しきれません。原発事故は継続中です。

## 福島原発 第2過酷事故の危険は全く去っていない

福島原発事故から4年、このチラシは福島第一原発とそれをとりまく状況をできるだけ大きく俯瞰してみようというのが目的です。「廃炉中」「4号機プールからの燃料取り出し完了」「高濃度汚染水が海中に漏れ出した」「地下水流入で汚染水が増え続けている」「K排水路から港湾外に汚染水漏れ」「ALPS (多核種除去装置)がうまく稼働しない」「凍土壁で止水」「トレンチ内の高濃度汚染水がなかなか除去できない」「掘削作業中の現場作業員が土砂に埋もれて死亡」「ガレキ撤去作業で敷地外が放射能汚染」・・・などなど、重要ニュースが次々と飛び込んで来て、その都度私たちは(私たちだけでなく東電も国会も規制委も福島地元も)、そのニュースに振り回されています。一つ一つきわめて重要な問題ではありますが、私たちは福島第一原発について全体感を失いがちです。そして、大きな危険からともすれば目をふさぎがちになります。あまりに問題が大きすぎて、その危険が実感できないのです。

そうした問題のうち、最大の問題は「第2過酷事故の危険」でしょう。

1号機から3号機までの使用済み核燃料プール内にある損傷を受けた核燃料 (幸いにして4号機プールの燃料はすべて健全でした) も大きな心配事ですが、一番の心配は、1号機から3号機の炉内にあるデブリ (メルトダウンした核燃料の残骸)が、第2過酷事故の直接原因とならないか、という点です。

図 2、図 3、図 4 をごらんなっておわかりのように、原子炉建屋内には、膨大な核燃料が今も手つかずで残っています。放射線量が高く調べようにも、ヒトが近づけません。これらデブリ化した核燃料は、明らかに事故前よりも危険な状態にあります。事故前は、原子炉建屋・原子炉格納容器・原子炉圧力容器・ジルコニウム被覆管・燃料ペレットといったいわゆる『5 重の壁』が機能していました。外界と核燃料は遮断されていたのです。

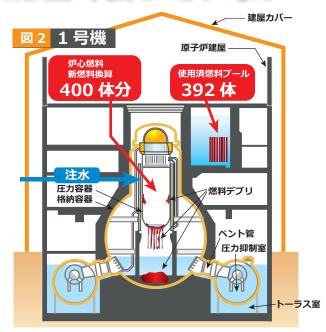
しかし事故後はそうではありません。少なくとも 1-3 号炉内の核燃料は、ペレット・被覆管は溶け落ち、圧力容器・格納容器は穴があいています。原子炉建屋も事故前ほど健全ではありません。5 重の壁がずたずたになっているのです。もし原子炉建屋が崩壊したら、中の膨大なデブリは一挙に外界に飛び出してきます。これが「第2過酷事故」です。

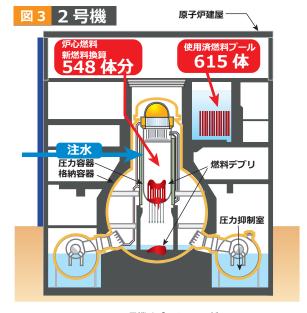
## 目先に追われ大局観を保てない規制委

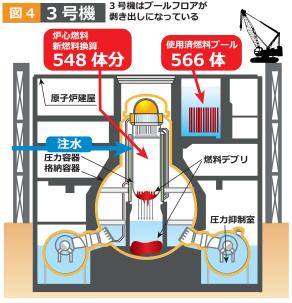
私だけが心配しているのではありません。3 頁表 1 は、2015 年 2 月 9 日 に開かれた第 31 回特定原子力施設監視・評価検討会の動画テキスト起こしの抜粋です。この会合にしては珍しく全体を俯瞰したやりとりが行われている箇所で、是非とも皆さんに読んでおいて欲しい箇所ですが、次ページでも見る「中期リスク低減マップ」に関連して、規制委の更田委員はつぎのようにいいます。

「圧力容器や格納容器、これらは懸念としてありまして、地震動に耐えるのか、外的事象に対して(原子炉)建屋やタービン建屋が持つのか。これらに関してはしかるべき時期までに、耐震補強をしてもらおうと思っています。またデブリ取り出し時期(ずっと見通せないほど先のことです。あるいは今世紀には無理かもしれません)に、建屋やペデスタルがどれほどの強度を見込んで作業ができるのか・・・」

しかし、この更田委員にしても、目の先の処理に追われて、現在の問題、つまり福島第一原発の 1-3 号機建屋がどの程度の地震に耐えられるのか、について東電に調査を指示していません。(あるいは内々に調査済みで公表していないだけかもしれません) いかなる地震にも「建屋は耐えられる」ことを暗黙の前提にして、現在作業が進んでいることだけは確かなことです。しかし、この前提は全く根拠がありません。地震に対して、全国の原発に比較しても、福島原発の原子炉建屋やタービン建屋がもっとも脆弱であることは確かなことです。こうした核燃料やデブリを取り出して完全に隔離してしまわないうちは、「第 2 過酷事故」の可能性は去らないことは確かにその通りなのですが、現在の建屋内にある限り、私たちは「第 2 過酷事故」の危険と常に隣り合わせで生活しなければならないのです。大きく俯瞰してみたときに、この点がもっとも重要な点です。







※原子炉内にあるデブリの総量、どういう状態 なのかいまだに不明

【参照資料】東電webサイトプレスリリース2014年8月6日「福島原子力事故における未確認・未解明事項の調査・検討結果〜第2回進捗報告〜」について添付資料4より

#### 表1 2015年2月9日第31回特定原子力施設監視・評価検討会 動画テキスト起こし抜粋

【参照動画】https://www.youtube.com/watch?v=zKyfzuWNkhY

角山茂章氏…会津大学元学長、現顧問。有識者メンバーの一人 更田豊志氏…原子力規制委員会 5 人のメンバーの一人

#### <動画 41 分 05 秒から>

角山教授: 3 点あるんですが、今のトリチウムの議論で管理目標値というお話があったんですが、1 プラント毎の管理目標値というものの合理性ですね、これはきっと規制員会のマターだと思うんですが、総量。どうしたって薄めたら出していいという論理は通じないんで、管理目標値の合理性を出していただきたいなと思うんです。例えばたぶん、天然に存在する地球上のトリチウムのすでに5分の1くらいは人工で、原爆・水爆の話は別として、存在するんではないかと思うんですね。それに対して5分の1、2割が人工である、という中でどの程度が管理目標値が合理性があるのか、そういう点を是非ご議論いただければありがたいと思います。

それから先ほどのタンク等の経年劣化ですけども、圧力容器とか、すでに傷んでいる容器で、当然塩分が入っていたり、今後、水を上手くはれればですけども、水圧がかかる一方、底が抜けている、ペデスタル部が傷んでいる、そういった点から見て、こういった容器がどの程度のリスク増加要因になるのか、そう言った点も是非、今後ですけどもご評価いただきたいと思います。

それからこの 5 年間のリスクの低減マップというのも確かに、非常に大事だと思うんですが、これを見て住民の方が、では順次戻って生活の、元に戻ろうかと、そういう判断をなさる材料にもなさりうると思うんですが、例えば、また先ほどのデブリ取出し等で再度リスクが大幅にアップするとか、そういうことがありますと、再度避難というのは当然考えることはできないわけですので、このリスクマップと同時に、もう少し長期的なロードマップも併記していただいて、全体像としてはこうなってる、精度は当然落ちるかもしれませんが、全体像としてはこうなってる、この 5 年間はこういうリスク状況になっている、という資料があるべきかなと。以上 3 点を述べさせていただきました。

**更田委員:**はい、ありがとうございます。これはあの、すべてお尋ね したことに私が答えるという会ではないんですけれども、行きがかり 上といいますか…。

ひとつ、管理目標値ですけども、これはある時点で事務局に参考資 料としてまとめてもらってもいいかもしれませんけど、各原子力施設 で管理目標値がいったいどういう風になっているのかというのを、 ちょっと、ご覧いただくことにも意味があると思います。管理目標値 はこれは基本的には事業者がこれこれで管理するといって、保安規定 に書き込みましたと。保安規定の認可と言う形で、規制当局が認めて いるという形であって、管理目標値がこれこれでなくてはいけないと いう決め方をしてきた経緯がありませんので。それぞれが事業者のほ うで各施設に対して管理目標値をこういう風にしますと。それが十分 保守的な値であれば、これでいいだろうということで。実際問題、実 は施設の中で随分開きがあります。ちょっとこれをですね、一度、全 国の原子力施設で管理目標値がどういうふうになっているかというの をご覧いただくといいと思います。実質的にその総量の議論となると、 この管理目標値がひとつの指標になるであろうと思いますので、ちょっ とこれは次回ないし、次々回までに準備をしてもらって、ご紹介をし たいと思います。さらにその管理目標値がそれでいいかという議論に 関していいますと、それは改めて、実施計画に申請があった時点で、 規制委員会として確認をすることになると思いますが、ではいまおっ しゃったような、どのような視点をもってこれでいいとしてるという ところに関しては、あまり私の知る限り、突っ込んだ議論なり、指標 をもっているとは思っていませんので。これは改めて、少し、議論の 話題、議題としていきたいと思います。

それから 2 つ目。圧力容器であるとか、格納容器であるとか。これは確かに懸念としてありまして、このマップでは地震・津波関連として書いていますけども、検討要地震動に耐えるであるとか、それを超



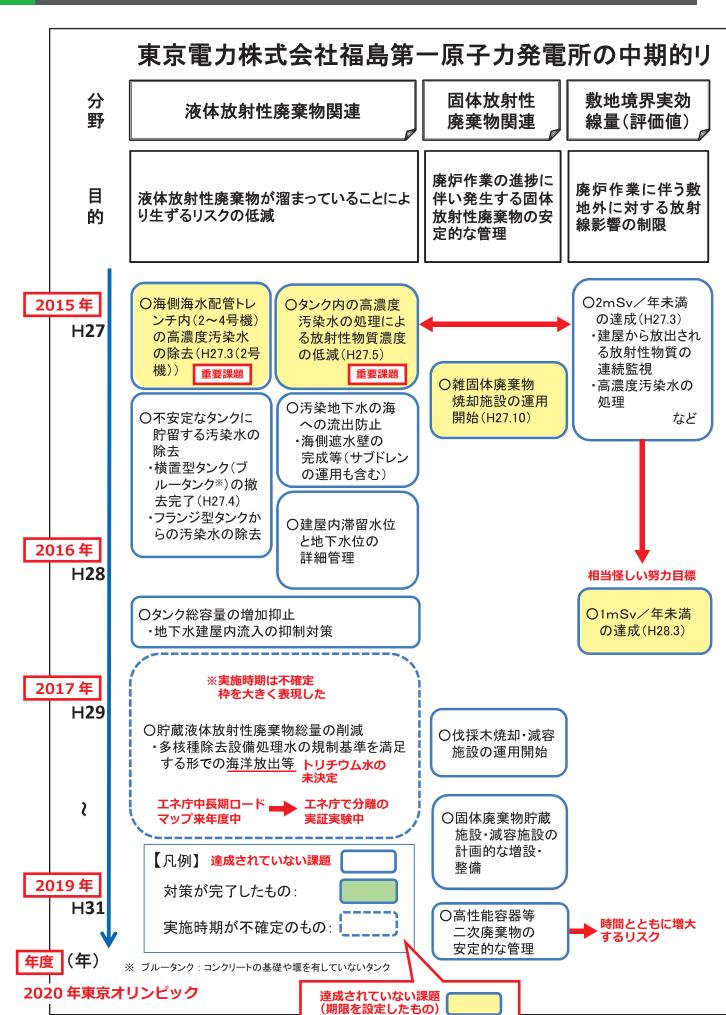
えるような外的事象に対して、建屋であるとかタービン建屋が持つかどうかというようなことに関しては懸念をしていて、これについてはしかるべき時期までに、必要なものに関しては耐震補強であるとか、といったものを進めてもらおうという風にしていますけれども。さらには先ほど内の議論でいう、デブリの取り出しの時点で、どれだけ建屋をはじめ、ペデスタルが一つの例として上がってましたけれども、どれくらいの強度を見込んで作業ができるのかというのは、非常に重要な課題であろうと思います。ただこれも、今の時点でそれを確定させようとおさえに行くのは、あまり困惑的に、賢いアプローチではなくて、もう少し時期を要するんであろうというふうに思っております。

それから 3 つ目ですけども。3 つ目、長期的なリスクに関して。確 かに精度が、なかなか、ますます、これよりも先のものになってくると、 落ちてくるだろうと思います。ただ一つは、(東電側を向いて) これちょっ と東京電力に折節で伝えて欲しいのはですね、今福島第一原子力発電 **所の中にある放射性物質の総量**が、いったいどういう状態なのかとい うのは、折節で外へ示してほしいと。例えば、災害事前対策の検討の 中で、もう放射性ヨウ素は減衰してしまって中にはありません、と。 放射性ヨウ素がないのに、安定ヨウ素剤を用意しようというのはナン センスだよねという議論がありましたけども、ないものを怖がるのは ナンセンスであるのと同様、いったいどういうものがあって、どうい う形状であるのか。先ほどデブリ取出しがはじまったら、さらなる放 射性物質の放出のリスクがというお話がありましたが、実際に具体的 にどういうリスクが考えられるのか。希ガスが出ますとか、ヨウ素が 出ますとか、ないものは否定できるだろうから。しかし粉塵であるとか、 そういったものでの懸念というのはどうしても残るだろうと思います ので、そういったものについて、まずはいったい、その時折にどうい うものを抱え込んでるんだというのは示していただきたいと思います。

長期的ロードマップについては、… (角山氏の方に向いて) すいません、 長期的な課題になってしまうんではないかと思います。まずこの中期 的リスクをうまく表現するということは、ある程度出来るようになっ て、その上で経済産業省の進めているロードマップとの関連も含めて 取り組んでいきたいというふうに思います。角山先生、どうぞ。

角山教授: 只今のお話で、最後のデブリ取出しとか、そういう件ですが、確か 2012 年に、チェルノブイリ関係の方の発言を要約した資料に、チェルノブイリみたいに燃料がもう噴出しちゃって、空に近い状態でも再臨界をいまでもチェックしているという状況があるというコメントがあったと思うんですが、福島の場合は幸か不幸か、現時点では燃料が固まって残っているわけですね。そういう意味で、別のリスクというのを視点に入れておかないといけないかなと思って、是非そういう点もご検討いただければと。作業員も大事な住民ですので。そういう意味でご検討いただければと思います。

更田委員: これはもしご要望であれば、少しその、再臨界についての可能性とその影響について、一つテーマをたてて、議論をしてもいいと思います。個々に困惑的な判断を今の時点で持ってると思いますけども、再臨界の可能性の小ささと、それから、仮に再臨界が起きたとして生じる影響というのは極めて小さなものだと思いますけれども、これについては臨界のを含めて、ご懸念があれば、ご指摘を受けて、少し、テーマとしてご紹介することを考えます。



## スクの低減目標マップ(平成27年2月版)(案)

平成27年2月〇日 原子力規制委員会

使用済燃料 プール関連

地震•津波 関連

労働環境改善

施設内調査

使用済燃料プール において顕在化す るリスクの除去

汚染水が滞留す る建屋等におい て顕在化するリ スクの除去

持続的廃炉作業を可能 とする環境の実現

被災した施設内の 状況把握

〇4号機使用済燃 料プール(SFP) からの使用済燃 料等の取り出し 完了(H26.12)

〇平成23年 津波を踏 まえた 滞留水 流出防止 対策の 実施

〇検討用 地震動: 津波高さ の確定 並びに それらに 対する 防護対策 基本方針

の策定

〇検討用

地震動:

津波高さ

を踏まえ た対策の 実施

〇大型休憩 所の整備 完了 (H27.3)

○給食セン ターの整 備完了 (H27.3)

○全面マス クの着用 不要化 (原子炉 建屋周辺 を除く) (H27.5)

〇原子炉建屋内等 での滞留水の流 れ等の状況把握

〇新事務 本館建設 完了 (H28.8)

除染の 完了(原 子炉建 屋周辺 を除く) (H28.3)

○敷地内

○原子炉冷却後の 冷却水の性状把 握(核種分析等)

〇原子炉建屋内等

(核種分析等)

の汚染状況把握

〇3号機建屋カバー、 燃料取り出し設備 の設置完了

○3号機SFPからの 使用済燃料等の

重要課題

取り出し完了

〇1号機建屋カバー 燃料取り出し設備 の設置完了

O1号機SFPからの 使用済燃料等の 取り出し完了

重要課題

〇格納容器内及び 圧力容器内の直 接的な状況把握

デブリ取出し時期はまだ スケジュール化できない

(注)主要な課題を列挙したものであって、全ての課題を記したものではない。

※2号機記述なし

## やっと見えてきた中期的全体観 – リスクだらけの 敷地内

表3が「第2過酷事故」に焦点を絞った「リスク要因表」です。このリスク要因表がやっと、ごく一部ですが、具体的な形で検証できる時期が、福島事故4年目にしてやってきました。原子力規制委員会が2015年2月9日の第31回目特定原子力施設監視、評価会合で『中期的リスク低減目標マップ(平成27年2月版)』が提出されたからです。(4頁から5頁にかけての表2参照のこと)

5頁の右下の(注)に「これは主要な課題を列挙したものであって・全ての課題を記したものではない」と断っているように、また「目標マップ」と銘打っているように、そして平成 27 年から平成 31 年 (2015 年から 2019 年)の 5 力年しか見通せていないように、決して十分とはいえないロードマップであり、これからも流動的要素が数多く出てくるとは思いますが、はじめて今後 5 カ年の課題が全体観をもって提示された資料と言っていいかと思います。その意味では事故後 4 年間の五里霧中、全くの手探り状態から、事故終息へ向けて次のステージに入ったのではないかと思います。少なくとも、現在何を目的にどんな作業をしているのかが、判定できるようになりました。

ただこのロードマップを見ても、表3のリスク要因表のうち「原子炉内にむき出しのまま大量に存在する放射性物質」のリスク要因は、2019年に入ってはじめて状況把握に入ることができる、となっているように、リスク除去(デブリ取り出し)は日程化することができません。3頁にご紹介した第31回「特定原子力施設」会合の別なところで、更田委員は東電に対して、「炉内の状況もこれからは報告するように」と注文をつけていますが、実際に東電にだって皆目わからないのです。4頁から5頁に掲載した「リスク低減マップ」にしたところで、2019年から「状況把握を開始する」としていますが、今のところ、これは半分期待値といわざるをえません。なにしろ人が近づくこともできないのですから。人間は放射能のない環境で生存するように進化してきたのです。

炉内を調べたい、状況を把握したい、と思うのはみんな一緒ですが、放射能が強く建屋に近づけない、建屋近傍の必要な工事ですら命がけという状況ではどうしようもありません。

3 頁に更田委員が、建屋耐震性の脆弱さに触れて「しかるべき時に耐震補強を東電に指示したい」という意味合いのことを述べている箇所がありますが、この「しかるべき時」というのは人が近づけるようになったときには、とかあるいは、技術革新で放射能が強くても耐震補強ができる時には、という意味です。今は、耐震補強が必要なことは重々わかっているけれど、言っても「せんない」ことだから、いわないだけです。

しかし更田委員のこの考え方は間違っています。やはり福島第一原発を特定原子力施設として抱える原子力規制委員としては、今は手の打ちようがないけれど、東北大震災でぼろぼろに傷ついた福島第一は、①炉内の核燃料デブリが(5 重の壁に守られていた時に比べれば)ほぼむき出し状態になっていること、②建屋も全国の、いや全世界の原発の中でもっとも脆弱な状態にあること、③地震列島日本では福島第一原発の建屋が、いつ崩壊してもおかしくない状態にあること、を率直に認め、常に国民に対して警告を発する必要があると私は考えます。手の打ちようがないから黙っている、というのであれば、それは信頼すべき専門家ではありません。

## 表3 第2苛酷事故のリスク要因

- 1. 剥き出しのまま大量に存在する放射性物質
- 2. 大量の放射性廃棄物(汚染水など)の仮置き場と化しつつある福島原発敷地
- 3. コスト最優先・無根拠な楽観主義で貫かれる政府・東電の姿勢
- 4. このままでは長期持久戦に負ける福島事故鎮圧 長期的な人員確保が最優先課題
- 5. 数多く出ている第2 苛酷事故の徴候 無視し 続ける政府・東電そして日本の社会
- 6. 細部の技術的課題に集中し、全体観を失っている専門家たち

また、そんなことを言えば、「福島復興」や 2020 年の東京オリンピック開催などができなくなってしまう、という反論も聞こえそうですが、これは福井地裁判決ではありませんが、何が重要かを見誤った本末転倒の議論です。

## 経産省の「廃炉ロードマップ」を 信じていないか

ところで、規制委の「リスク低減目標マップ」と 7 頁に掲載 した経産省作成の「東電福島第一原発廃止措置に向けた中長期 ロードマップ」を比較してみてください。ここでは 2019 年にデ ブリ取り出し開始となって「20~25年後」に取り出し完了、 30~40年後に「全号機取り出し完了」となっています。一方、 2015年2月9日の「特定原子力施設」会合で、この「中期リス ク低減マップ」が公表された際、専門委員から「精度は落ちても いいから、長期マップはできないか」という意見が再三再四でま した。これに対して、更田委員は申し訳なさそうに**「長期的ロー** ドマップは・・・すいません。長期的な話になってしまうのではな いかと思います。まず、この中期的リスクを・・・ある程度できる ようになって・・・」、それから長期的ロードマップに取り組んでい きたい、という意味合いのことを述べています。(3 頁表 1 右コラム **参照のこと**) 長期マップ作成自体が「長期的仕事」だというのです。 これは更田委員が正しいのです。「できないこと」「わからないこ と」をはっきり「できない」「わからない」と言ってくれなければ、 **私たち一般市民には、問題の所在すらわからない**、という恐ろし い事態になります。(今がちょうどそうです)

# 「大本営発表」報道機関となっているマスコミ

7 頁表 5 の「経産省ロードマップ」は現在でも変更されていません。経産省の Web サイトに堂々と掲げてあります。経産省の 欺瞞体質は、福島原発事故を経てもいっこうに変わっていません。表 4 は日本原燃の東海第一原発の実際の廃炉工程です。紙幅がないので比較説明を省きますが、作業項目を比較してみると、経産省のロードマップのトリックがわかってきます。

#### <前頁より続き>

今の問題としては、日本のマスコミ報道です。福島事故前と何ら変わらず、政府・経産省の発表をそのまま"報道"し、マスコミの情報源しかもたない多くの国民を欺いているということです。たとえば、図 5 は 4 号プールの核燃料取り出しが開始されたことを伝える福島民報記事ですが、「核燃料取り出し開始」と一面で大見出しを打ち、「廃炉工程第 2 期移行」としています。これは表 5 の経産省ロードマップに「燃料取り出しで第 2 期」としてあることが根拠となっています。しかし実際には、「燃料取り出し」全体が廃炉工程の第1期なのですから、「燃料取りだし」を第 2 期というのはそもそもミスリードな表現です。しかも、4 頁「リスク低減中期マップ」を見ると、4 号機プールの燃料取り出しは、核燃料の損傷がなかったから完了できたので、3 号機、1 号機のプールは、2015 年を起点として 5 年かけて完了の予定、2 号機に至っては、5 年後の着手、となっています。燃料の損傷状況がまだ把握できていないのです。

結局、政府・経産省の「大本営発表」をそのまま信じて、福島 第一原発の廃炉は 40 年で終了する、と信じている国民は多いの です。これは、「福島事故問題」の将来リスクを極端に過小評価 する危険にダイレクトにつながっていきます。

ともあれ、4 頁~5 頁の表 2 で、きわめて不十分ながら、福島第一原発が今後 5 年間に抱える「リスク」はいったいなんなのかを大局観をもって眺められることになりました。(実際には、まだまだ把握できていないリスクも相当数あると思いますが)

2013 年 11 月 19 日福島民報 1 面 **乔**爵 使 震 用 11月19日 4 体 輸 送 容 器 使用済み核燃料ノール内の燃料を、 た輸送容器に移送する作業員ら=18 京電力福島第一原発4号機(東京電) 17年連続金賞受賞蔵 塡 THE PARTY OF 確かな歩み 軽減税率は困難 知事 細心 作業では、

事故から 4 年目、今私たち市民に必要なことは、「第 2 過酷事故」のリスクを含め、「福島第一」がどのような危険を抱えていて、中長期的にそれが私たちの生活とどう関連しているのかを、大局観・全体観を持って把握しておくことだと、私は思います。



※朝日新聞(東京版)2013 年 11 月 18 日 1 面「東海原発、廃炉先送りへ 解体後のごみ処分場決まらず」という記事が発表されている。 高レベル放射性廃棄物処分場が決まっていないために来年度からの原子炉解体工事に見通しが立たず廃炉作業が遅れるという内容。 なお、原子力規制委員会や日本原子力発電株式会社からの当該関連の発表は 11 月 21 日時点で現在見当たらない。朝日新聞による「とばし」の可能性がある。

【参照資料】日本語ウェキペディア「東海発電所」廃止措置工程表より

#### 表 5 東電福島第一原発 1~4号機廃止措置に向けた中長期ロードマップの概要

使用済燃料プール内の 燃料取り出しが 開始されるまでの期間	第	1期	<b>第2期</b> 燃料デブリ取出しが開始されるまでの期間					第3期 廃止措置終了までの期間						
項目	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022		30~	40 年後
主な目標		•	4号機取	出開始				●燃	料デブリ (初号	取出開始 機)	à	燃料デブリ 取出完了 (全号機)	廃止措 (全 <sup>長</sup>	置終了 号機)
冷温停止状態の安定的維持														
●滞留水処理														
●海洋汚染拡大防止														
使用済燃料プールから燃料取出														
燃料デブリ取出														
固体廃棄物保管管理、処理・処分	原子炉	施設廃	止措置											
●処理処分														
●原子炉施設廃止措置														

## 全体が放射性廃棄物置き場と化している敷地内

9 頁図 6 は、2015 年 3 月 9 日にダウンロードした Google マップに、2015 年 2 月 26 日に東電が公表した「福島第一原発構内配置図」をドットした構内マップです。(赤の太点線が敷地境界線)

一目見てわかることは、敷地内が放射性廃棄物の置き場となっていることです。敷地南側に展開する高濃度汚染水タンクは、もう南側境界線に沿った、旧野球場跡地近辺にしか残っていません。やはり南側の旧展望台付近は、伐採木の置き場となっています。作業で大量に発生するガレキ、また新たな保管スペースを確保しようと雑木林を伐採した伐採木の置き場は、北の境界線近くの「樅木沢」をぐるりと取り囲む雑木林を伐採して置き場とする以外にはありません。構内は刻一刻、保管の限界点に達しつつあるようです。

こうした放射性廃棄物は、前述のように本来は原子炉等規制法で謳っているように、それぞれの汚染濃度に対応して厳重に管理しなければなりません。ガレキは初期大量放出期の放射能に高濃度汚染したものも少なからず含まれていますし、伐採木はその後のフォールアウト(放射性降下物)でやはり汚染しています。高濃度汚染水は鉄板一枚のタンクに詰められて野外に置かれていますし、ガレキは容器に入れられたり、テントやシートがかぶせてあるもののこれも野外に置かれています。伐採木にいたってはシートもかぶせず野ざらしです。冒頭で紹介した朝日新聞の記者が見せられた「覆土式一時保管施設」は北側境界線近くに一カ所あるだけです。(おそらくマスコミ取材の時にはここに案内するのでしょう)

こうした本来違法な保管・管理を「合法化」するのが、前述の「特定原子力施設」指定でもあります。中には、やむを得ないケースもあるとは思いますが、本来はしっかりした密閉性のある建物を作ってすべて屋内保管・管理とすべきでしょう。冷静に考えればどうしてもそうなります。「それは現場を知らないもののいうセリフだ。実際現場はそんなものではない。いわば非常事態なんだ」という反論がすぐ聞こえてきそうです。しかしこの非常事態は、少なくとも後数十年は続きます。非常事態はもうすでに日常化しているのです。(日常化しているからといって、それが非常事態でないわけでもありません) しかも少なくとも 30km 圏外には、実際まだ人が住んでいるのです。(それどころか、帰還政策が進められています)

こうした杜撰な管理 (大幅なコストダウンには大いに貢献するでしょうが) は敷地境界線の空間線量率を確実に上げており、新たな放射能汚染源になっていいます。事故から 1 年目の敷地境界線付近の線量率は約 1mSv/年でした。それが事故後 4 年目の今日約10mSv/年に跳ね上がっており、福島県の浜通地区や福島県だけでなく、関東地方の、あるいは日本全体の汚染源となっています。

## 最大のリスク源は RO 濃縮水タンク

規制委でもこの点が大問題の一つとなっています。4 頁から5 頁にかけての「リスク低減マップ」でいえば、「敷地境界線実効線量」という分野の「廃炉作業に伴う敷地外に対する放射線影響の制限」という目的項目に相当します。このマップに従えば、2015年3月末には年間線量率で2mSv未満に抑制し、2016年3月末までには、1mSv未満に押さえることになっています。これらは、当然「液体放射線廃棄物関連」分野の「液体廃棄物が溜まっていることにより生ずるリスクの低減」目的のうちの「タンク内高濃度汚染水の処理による放射線物質濃度の低減」という課題(4 頁表2 参照のこと)と密接に関連し合っています。というのは、敷地境界線の汚染を上げている主要な要因の一つが、RO 濃縮水

(発生する汚染水から放射性物質だけを集めて濃縮した汚染水。放射能そのもの) から発生する放射能だからです。

東電の資料 (注 1) によれば、 RO 濃縮水貯槽が敷地境界線実効線量に与える影響は、9.19mSv/ 年という評価をしています。 敷地境界線が 10mSv/ 年だとすれば、その 9 割以上が、RO 濃縮水タンクの影響だということになります。ならば、この RO 濃縮水だけでも、原子炉等規制法で定める厳重密閉管理処理をすべきだ、と私などは思うのですが、それは費用がかかりすぎて現実的ではない、という判断のようです。しかし、効果のない除染に何兆円もかけるのなら、せめて RO 濃縮水だけでもどんなに費用をかけても厳重密閉管理をした方が遙かに賢いお金の使い方だと思うのです。

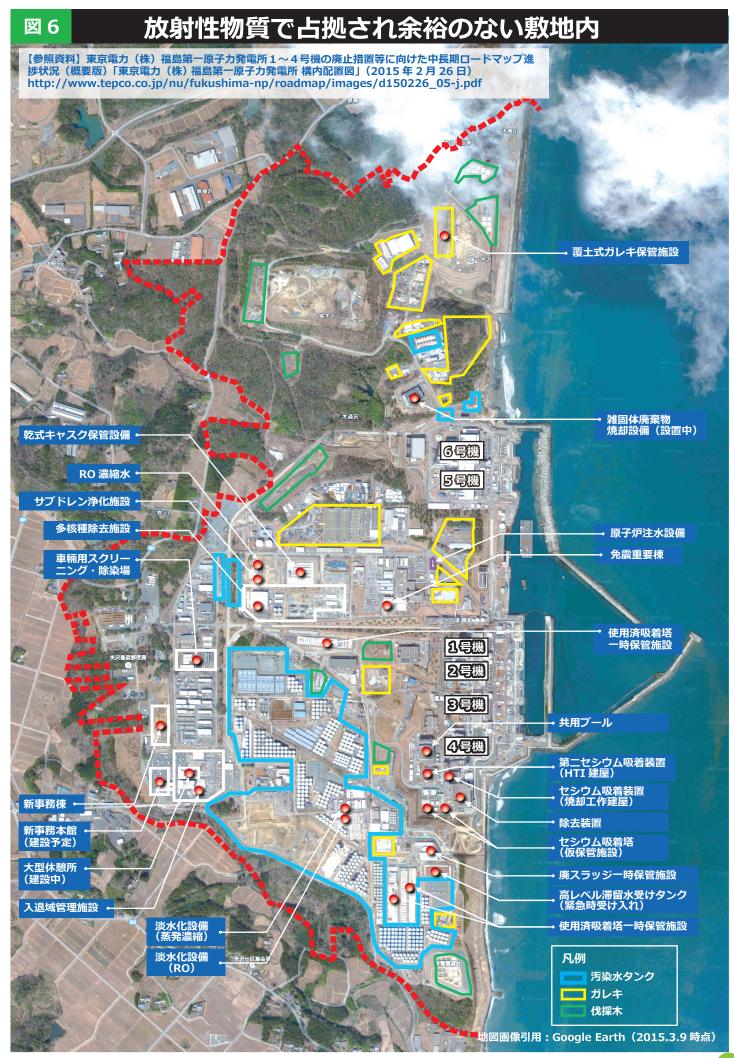
ちなみに、同資料で東電は、この年間 9.19mSv を 2015 年 3 月末 (すなわち今月末!) までに 10 分の 1 の 0.9mSv/ 年にする計画だと書いています。この資料の提出が 3 月 4 日でした。3 月末内に 10 分の 1 にするというのです。誰が考えてもできる話ではありません。ではなぜ東電がこう書かざるをえなかったか。こうしないと、先ほどの低減マップで、2015 年 3 月末までに敷地境界線汚染を 2mSv/ 年未満にするという目標に「確からしさ」が出てこないからです。

しかし、できないことはできません。できないことを積み上げた「リスク低減マップ」も説得力がなくなります。基本的に東電の対策は、経産省の管理監督下にあります。規制委は言ってみれば、これを監視・評価するという役割にとどまります。

上記はほんの一例に過ぎませんが、政府・経産省が福島第一原発の危機的状況を、甘く見て、「福島事故は順調に収束しつつある」「適切な対応をとっている」というポーズをとり続ける限り「第2過酷事故」発生の危険は増大していく、と考えておいた方がいい、と私などは思います。

前述の「リスク低減マップ」の重要項目だけでもざっと概観す べきなのですが、紙幅がありません。中で1点だけ、トリチウム 水の海洋放出時期の点だけは触れておかないわけにはいきませ ん。大量に発生する汚染水(冷却汚染水と地下水流入分を合わせて1日約 400 トンと言われています) から、放射性セシウムを取り除き、さら に多核種除去装置 (ALPS) で他の放射線核種を除去して淡水化(と いっても全て完全に除去できるわけではありません)しても、トリチウムだ けは残る、つまり厳密にいって淡水といってもトリチウム水とな るわけです。現在このトリチウム水は敷地内タンクに貯蔵されて います。前述のようにタンクを保管するスペースがないので、こ れを福島の海に流してしまえ、薄めて流せば大丈夫だ、という議 論が前からあります。日本の規制値は1リットルあたり6万べ クレルという値だから、1 リットル6万ベクレル以下に薄めれば、 法令の認める範囲だ、というわけです。「リスク低減マップ」では、 時期こそ明示していないものの、2017年を中心とした時期に海 洋放出等と記入してあります。現在福島の漁民を中心に反対が続 いていますが、これは福島の漁民が正しいので、①トリチウムの 危険は極端に過小評価されている、②1 リットル6 万ベクレルの 基準そのものがおかしい、③薄めてみたところでトリチウムの量 そのものが減容するわけではない、のです。<br/>
これ以上、避けられ るべき汚染は避けるべき、これが判断優先順位のトップにこなけ ればなりません。

注 1:2015 年 3 月 4 日第 32 回「特定原子力施設監視・評価検討会」の提出資料 2 『K 排水路の排水濃度低減対策状況について』の 40 頁目からはじまる【敷地境界実効線量低減に向けたそのほかの対策】と題する章の中の記述。全体頁からいうと 50 頁目

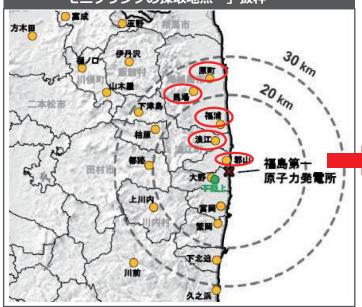


特定原子力施設監視:評価検討会(第31回)資料4

「3号機ガレキ撤去作業(平成25年8月)に伴う放射性物質の敷地外への 降下量について」[原子力規制庁]抜粋

【参照資料】http://www.nsr.go.jp/data/000095677.pdf

#### 2P 「放射性セシウムの実測値一月間降下物 タリングの採取地点一」抜粋



6P 「放射性セシウムの降下量一実測値と計

#### 放射性セシウムの降下量 -実測値と計算値-

[単位:Bq/㎡]

地点	3号機からの 距離	実測値※	計算値	計算値/実測値
双葉町(郡山)	3km	34,000	144	0.4%
浪江町(浪江)	9km	580	92	16 %
南相馬市(福浦)	13km	1,100	12	1.1%
南相馬市(馬場)	23km	123	20	16 %
南相馬市(原町)	25km	276	4	1.4%

※ 昨年8月の放射性セシウムの降下量の実測値(福島県「定時降下物モニタリング結果」より)

平成25年8月に高い実測値を示した双葉町(郡山)、南相馬市(福浦)の計算値が 実測値に占める割合は0.4~1.1%であった。

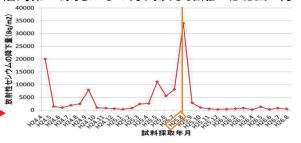
## 7P 「放射性セシウムの降下量-3号機から



#### 図 7-2 4P 「放射性セシウムの実測値の経過」抜粋

#### 双葉町(郡山)地点

(福島第一原発からの方向及び距離 北北西 約3km)



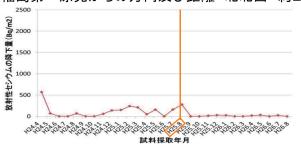
#### 南相馬市(福浦)地点

(福島第一原発からの方向及び距離 北 約13km)



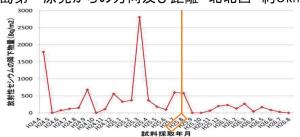
#### 南相馬市(原町)地点

(福島第一原発からの方向及び距離 北北西 約25km)



#### 浪江町(浪江)地点

(福島第一原発からの方向及び距離 北北西 約9km)



#### 南相馬市(馬場)地点

(福島第一原発からの方向及び距離 北北西 約23km)



## 3号機ガレキ撤去に伴う放射性物質拡散事件

事件は「低減マップ」でいう「敷地外放射線影響に制限」の範疇の事件です。ただ、「放射性廃棄物によるリスク低減」の課題として特に取り上げられてはいないので、例外的事件として扱われる可能性があります。事件の概要は、2013年8月3号機ガレキ撤去作業で第一原発から北北西方向の地域に、撤去に伴って放射性微粒子が舞い上がり、風に乗ってこの地域に降下して汚染したというものです。2014年11月と日付けの打たれた、第31会合に提出された原子力規制庁の資料『3号機ガレキ撤去作業(平成25年8月)に伴う放射性物質の敷地外への降下量について』という資料を見ると、①敷地外飛散量は1100億ベクレル(1.1×10<sup>11</sup>Bq)であった、②モニタリングした5地点(図7-1)のうち、3号機ガレキ撤去で顕著な上昇を示したのは双葉町(郡山)地点だけだった(図7-2)、としています。

5 地点では縦軸にとってある降下量の尺度が違います。双葉町(郡山)は、最大が4万 Bq/m²、南相馬市(福浦・原町・馬場)が2500Bq/m²、浪江町(浪江)が3500Bq/m²です。これは第一原発からの距離が違うので当然のことです。このことさえ頭に入れておけば、確かに8月のガレキ撤去作業で影響を受けたのは双葉町(郡山)地点だけかもしれませんが、2012年(平成24年)4月からスタートしたこの調査では、各地点それぞれにピークが見えています。すなわち福島第一原発敷地内の作業は、環境に影響を与えていると言うことです。このデータは5地点しか調べていませんが、モニタリング地点を拡大すれば拡散の状況はもっと明らかになるでしょう。

次に図 7-3 は SPEEDI による計算値と実際の計測値の差です。

たとえば、双葉町(郡山)で、同量の放射性セシウムが第一原発から飛散したときに SPEEDI による計算値では 144Bq/m² だが、実測値では 3 万 4000Bq/m² だった、というものです。これは SPEEDI が全く当てにならない、あくまで実測しなければならないということを意味しています。

次に衝撃的なのは図 7-4 です。やはり第一原発から北北西に 直線をとって調べてみると、玄米に 100Bg/kg (現在の食品基準値) 以上の汚染が見られたのは、2 地点あった、それは 12km 地点と 21km 地点だった、そしてその地点における計算値はそれぞれ 30Bq/m<sup>2</sup>、12Bq/m<sup>2</sup> だったとするものです。もう一度図 7-3 を見てください。この表で計算値 12Bq/m² は、実は南相馬市 (原 町)を除いてすべてなのです。他にも玄米 100Bg/kg 以上の地 点は広汎に渡って、ある、と見ておかなければなりません。また ことは玄米だけに限りません。すべての食品に当てはまる事象で す。また 100Bg/kg の食品基準値そのものも、実は外部被曝線 量に基づく基準値で、内部被曝のリスク差を全く考慮に入れてい ない、信頼できない基準です。もちろん詳細な、細かい網目状に 配置されたモニタリング、また詳細な食品検査が必要であること は大前提で、現在のように「大丈夫であることを証明するための 「モニタリング」や「食品検査」は百害あって一利なしですが、 このことを考慮にいれれば、第一原発敷地からの放射性物質拡散 をゼロにすることを最優先しなければならないのは明らかでしょ う。現在東電、経産省はもちろん、規制委もこの問題を最優先課 題としていません。**とにかくこれ以上環境を放射能汚染させては** ならないのです。

## 2015年2月に明らかになったK排水路汚染水流出事件

事件の概要は、2015年2月になって K 排水路 (図9参照のごと) から環境濃度を 10 倍以上も上回る放射性物質を含んだ汚染水が海洋に、特に港湾外に流されていたという事件です。たとえば、2014年8月26日には全βで1リットルあたり1500Bqの汚染水でした。排水路はもともと敷地内に溜まった雨水などを海に流す仕組みです。一口に K 排水路と言いますが、大小にわたるいくつもの枝管、時にはトンネルも含んだ排水溝の総称です。問題は、

①いまだに汚染源が特定できていないこと、

②いまだに詳細な放射線核種が特定できていないこと、

③汚染水が港湾外の海洋にながれこんだこと、などです。

はっきりしていることは、雨が降った後には汚染濃度があがるということです。東電は新聞発表では、建屋屋上付近のフォール

アウトによる汚染水が K 排水路に流れ込んだ、と発表し、マスコミもこの東電発表通りに"報道"しましたが、32 回評価会合で「屋上はこれまでに大量に雨が降っている。今になってフォールアウトによる汚染水が流れ込んだ、という説明は納得できない」と突っ込まれると「詳細な調査をして汚染源を特定する」と回答するのが精一杯でした。(マスコミの大本営発表体質はなんとかならないでしょうか)

真の問題は、福島第一原発敷地内全体の放射性物質の挙動は、4年しか経過していない現在、ひとつの大きなブラックボックスだということを認識できていないということだと思います。その意味では K 排水路から予測しなかった放射能汚染水が出てきて当たり前なのです。すべて挙動を把握していないのですから。案の上、つい 1 週間前には今度は、C 排水路から汚染水が検出さ

れた、と東電は発表しました。

わからないことを前提にして、環境・海洋をこれ以上 汚染させないという対策がとられていません。東電は K 排水路の出口を港湾外から港湾内につけ替える、と第 32 回会合で約束しましたが、「わからないことを前提に して、環境・海洋をこれ以上汚染させないという対策」 を施しておけば、少なくとも港湾外に流失すると言うこ とはなかったはずです。東電は無根拠にすべてを把握し ている、わかっている、という前提に立っていますし、 政府は「汚染水はすべてコントロールされている」(安 倍首相)という建前を崩していません。おまけに新聞は 大本営発表を続けています。だんだん「大東亜戦争」に 似てきました。



【参照資料】原子力規制委員会 特定原子力施設監視・評価検討会(第32回)資料2「K排水路の排水濃度低減対策状況について」

## 海水配管トレンチ汚染水問題とは

「海水配管トレンチ」はもともと海水をくみ上げるパイプやポンプを制御するケーブルなどが格納されていた溝です。乱暴にいってしまえば共同溝みたいなものです。このトレンチと発電を行うタービン建屋は壁で仕切られてはいるものの、トレンチそのものはタービン建屋内とつながっています。

震災の津波のため建屋は水浸しになりました。当然トレンチ内にも海水が流れ込みます。事故鎮圧時、冷却するために大量の海水を使いましたがこれもトレンチに流れ込んでいます。これらが滞留水としてトレンチ内に残っています。もちろん放射能そのものと言っていいほどの高濃度汚染水です。K 排水路の汚染水とは4ケタくらい濃度が違います。

たとえば 3 月 4 日の 32 回会合で東電が提出した資料 (「海水配管汚染水対策工事の進捗について」の〈参考〉「2 号機:水質分析結果」) を見てみると、2 号機の立坑 A のセシウム 134 濃度は 1cm³ あたり10万 Bq以上、セシウム 137 は 100万 Bqに近い十万 Bq代の数字になっています。(2014年12月時点)(図 10 参照のこと) これは1 cm³の値ですから1 リットルに直せば、それぞれの数字の1000倍ということになります。リットルあたり億 Bq単位の数字です。

当然汚染水を抜かなければ、人は思いきって近づけません。 そのためにはタービン建屋とトレンチの接続を切断して、汚染 水を抜く必要があります。切断しなければタービン建屋から汚 染水が流れ込んで来るからです。こうしてタービン建屋とトレ ンチの連絡を絶ちきってしまうことが大きな課題になりました。

4 頁 -5 頁の「リスク低減表」の中の位置づけでいえば、「液体放射性廃棄物」分野の「液体放射性物質が溜まっていることにより生ずるリスクの低減」の中の「海側海水配管トレンチ内(2 号~4号機)の高濃度汚染水の除去」に相当します。これには2号機だけ完了時期が設定してあり、2015年3月、つまり今月末となっています。位置づけは「重要課題」となっています。継続中の事故終息のための措置と言うより、その一歩手前の作業環境の整備、といった方が適切でしょう。

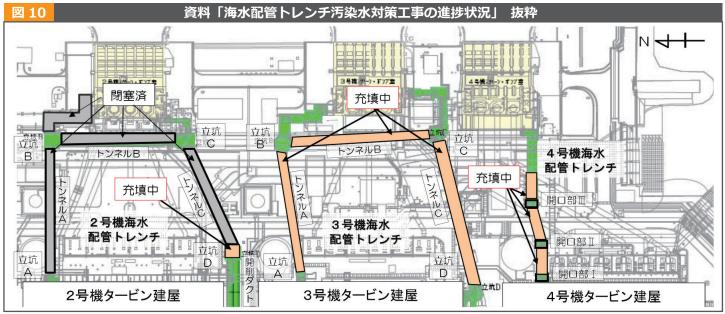
#### 東電の立坑凍結固執が空転の原因

最大の課題は、立坑とトンネルを塞ぐ作業です。工法は充填材を詰めていって汚染水をタービン建屋側に押し戻し、立坑・トンネルとも完全に固形物で満たし、塞いでやるというものです。今月末に完了予定とされている 2 号機トレンチの進捗状況は、東電資料によれば、トンネル部の充填(約 2510m³)は 1 月に完了しており、立坑部については 3 月・4 月・5 月と順次充填材を詰めて完了、ということで 3 月末には間に合わないものの 5 月末には完了しそうな勢いです。

同様に 3 号機トレンチは (トンネル部: 3300m³、立坑部: 2600m³) は 2015年2月から作業を開始し6月には完了予定、4 号機トレンチ (トンネル部のみ: 460m³) は問題があるものの、3 月末に完了の予定、となっています。遅れはでるもののなんとか今年秋口までには全作業業完了で"確からしさ"が見えています。

問題は、充填材を詰めれば 1 年足らずの間で作業が完了する「重要課題」なのに、また監視・評価会合が再三再四工事の進捗を促したにもかかわらず、なぜ貴重なこの 2 年間空転し、時間を浪費したかです。それは東電がトレンチ立坑を塞ぐのに、「凍結工法」に固執したからです。その工法によれば、「1. 建屋接続部立坑凍結、2. トレンチ内汚染水を移送、3. トンネル部・立坑部充填、4. 建屋接続部立坑凍結解除・充填」(2014 年 7 月 7 日第24回会合資料1による)というものでした。結局実証実験として「建屋接続部立坑凍結」の試験にまで進みましたが失敗しました。凍らなかったのです。それで現在の工程に戻した、という経緯をもちます。必要な失敗を恐れてはなりませんが、この場合代替案がいくつもある不必要な失敗でした。

要するに浮かび上がってくるのは、事故終息に向け、全社を挙げて、また全省をあげて集中しようとしていない東電なり、経産省の姿勢です。これは必ず「第 2 過酷事故」の原因因子となるでしょう。



【参照資料】原子力規制委員会 特定原子力施設監視・評価検討会(第32回)資料1「海水配管トレンチ汚染水対策工事の進捗について」1頁 http://www.nsr.go.jp/data/000099099.pdf

# あくまで凍土壁遮水工法に固執する東電・鹿島の

320億円

汚染水問題は、もう貯蔵タンクの設置スペースの限界が見えてきた福島第一原発敷地内の大問題です。(高濃度汚染水は毎日 400 トンも発生しています)高濃度汚染水は、デブリを冷却する水の注入と敷地山側から流れ込んで来る地下水が、原子炉建屋・タービン建屋の汚染水と混ざって発生します。2つ源泉があるわけです。デブリを冷やすための炉内注入は、これは全体の命綱ですから、やめるわけにはいきません。地下水流入の減容が当然とるべき手段です。4・5 頁の表 2 でその位置づけを見れば、「液体放射性廃棄物関連」分野の「汚染地下水の海への流出防止」の「海側遮水壁の完成(サブドレインの運用も含む)」と「建屋内滞留水位の地下水位の詳細管理」に相当します。当然初期重要課題です。

考え方としては、汚染した地下水を減容する、海洋にも流さない、汚染する前の地下水を建屋内高濃度滞留水に近づけない、そのためには、遮水壁を作って水位管理をしてやればいい、ということになります。遮水壁ないし止水壁を作ることには異論がないのですが、その工法を巡って、東電・経産省と規制委が激しく対立しているのです。

福島第一廃炉措置全体は、現在の法体系では、第一義的に東電の責任です。経産省はそれを監督指導するということで、工法を決定するのはあくまで東電です。規制委の仕事は、これを監視・規制・評価するという立場で、わかりやすく言うと文句と注文をつけるという立場で、役割がそれぞれ違います。経産省は、この問題に経産省の独自予算をつけ、すでに別途東電・鹿島建設グループに 320 億円で発注しているのです。安倍首相が「これからは福島事故収束に向けて国が前面にたちます」と大見得を切った時です。(地下水流入遮水壁に予算をつけたぐらいで、国が前面に立ちます、とは片腹痛い話ですが)

紙幅がないので詳細な説明は省きますが、要するに規制委としては、凍土壁を作る、などといった百害あって一利なし、の工法はやめて欲しい、他にも実証済みの工法はあるではないか、地下水を減容するというのは、サブドレイン(〈み上げ井戸)があるではないか、サブドレインが本当に役に立たないのか、まだ確かめてもいないではないか、それを確かめることで東電側もいったん納得したではないか、それを今になっても、「凍土壁ありき」では話が違うではないか、というところです。詳細は表6に、第31回評価会合の動画テキスト起こしから、関係ハイライト箇所を抜粋して掲載してありますので、図11を参照しながら、表6をお読みになって見てください。

私は、福島第一の事故収束作業、廃炉作業を東電から取り上げ なければ、「第2過酷事故」のリスクは増大する、と思います。

# 図 11 東電・鹿島グループが固執する凍土壁 OP-45m V INTITUDE IN

【参照資料】原子力規制委員会 特定原子力施設監視・評価検討会(第 31 回) 資料 3「陸側遮水壁閉合後の水位管理について [東京電力]」11 頁 http://www.nsr.go.jp/data/000095676.pdf

表 6 第 31 回 特定原子力施設監視・評価検討会 (平成 27 年 2 月 9 日) 動画テキスト起こし 抜粋

<2:52:36>

更田委員:わりと入り口論に近いところがあるので、入り口論で2つ質問させてください。まず一つは、資料の7頁、ここでそれぞれ山側平方だとか海側平方だとか、そのステップが書かれているんだけども、地下水を汚染してる部分に触れさせないっていう観点からすると、サブドレーンというのは非常に大きな役割を担っていると理解をしてるんですね。そうするとサブドレーンの運用を行った時点で地下水位なり、それから原子炉建屋、タービン建屋への地下水の流入がどうなるかという確認はしないのか。これが一つ目の質問です。サブドレーンの運用によって地下水の流入が目標となるだけ抑制されたら、もう遮水壁要りませんよね。だけど、わりと、様子を見るまでもなく遮水壁の運用に入るような計画に見えるんだけども、サブドレーンに、これシヤクの一つではあると思うんですけど、サブドレーンにそこまで期待できないのは何故なのか、というのが一つ目の質問です。

二つ目の質問は、今渡辺先生がされた質問と実は逆でですね、陸側 遮水壁の海側のものは、ある程度透水性があるんだと、流入を抑制す るためのものだと。それから海側遮水壁は遮断するためのものだと。 だったら、海側遮水壁があれば、陸側遮水壁の海側は要らないんじゃ ないかっていう。なぜ海側遮水壁があるのに、陸側遮水壁の海側をつ くるんだって言うのが 2 つ目の質問です。

東電中村氏:はい、それにつきましては、サブドレーン単体の効果は確認してまいる予定、計画でございます。

更田委員:確認後、陸側遮水壁の凍結に入る、という理解でいいですか? 東電中村氏:はい、そういう計画で考えております。ただし、そのサブドレーンの稼働につきましては、まだ未確定な部分がございますので、それによって凍土壁が…凍土壁稼働のための前提条件ではないというふうに考えてございます。

**更田委員: サブドレーンが運用できなくても凍土壁には入る**ということですか。

**東電中村氏**: はい、それは条件にはなっていないというふうに考えてございます。そういったやり方もあると思ってございます。

更田委員:それはちょっと、これまでと話が違いはしませんかと。やはり、サブドレーンの運用が全くできなくても、遮水壁の運用に入ってくかどうかっていうのは、ちょっと議論の余地があるんだろうと思いますけれども。また、サブドレーンはサブドレーン単体としてまた効果が期待できるものなので、サブドレーンの運用に入れることが望ましいとは思いますけれども、それが、まだ色んな議論が残っている、了解なりまだ色んな議論が残っていることは承知をしていますけれども、サブドレーンの運用に入れるのであれば、サブドレーン単体の効果をまず見るべきだろうと思っています。それから2つ目は。

東電中村氏: 海側遮水壁があるならば、凍土壁の海側部分が要らないのではないかというご指摘でございますけれども、さきほど比較のところで十分ご説明できなかったところがございますが、現状サブドレーンが建屋周辺で線量が高いですとか、或いは既存の構造物、新設の構造物などの制約によりまして100%機能を発揮できる位置にまでは設置しきれてございません。ですので、サブドレーンだけで完全に水位を下げていこうということは難しいというふうに考えてございまして、解析上もそういう結果になってございます。それも、保管するという意味あいもございまして陸側遮水壁というものの効果が必要であろうと思ってございます。

**更田委員:**それはサブドレーンの効果を見てからの話ですよね、今の議論は

更田委員:一定の意味はあると思うんですが、遮水壁にしても建屋近くでの作業をするわけですよね。そこらじゅうを穿り返すわけであって、要するに、やればいいことばっかりではないんであって、やらないで済むんだったら、やらないで済ませたいものの一つでもあるわけですよ。作業をする人達は建屋の傍にいくわけだし、掘るわけですし、それだけの人と時間を投入するわけだから。何らかの一定の効果があるからやればいいとすぐに決断出せるわけではない。やっぱりサブドレーンの効果を見て、そこでメリットとデメリットを比べて、次のステップに進むべきではないのかというのが私の問いかけですけれども。

※赤字は当方による強調

【動画参照】https://www.youtube.com/watch?v=zKyfzuWNkhY

# 本来の強力な権限を使おうとしない原子力災害対策

本部長(内閣総理大臣)

ここで私は問題を大きく整理してみる必要を感じます。出発点は、「① 福島第一原発事故は現在も継続中であること。従って、2011年3月11日に発令された原子力緊急事態宣言は依然として解消できないこと」です。これは形式論ではなく、第一原発敷地境界線線量が、東電の控えめの推定によっても10mSv/年の状況では、原子力災害対策特別措置法(16 頁表 9 参照のこと)に照らしてみて、事故は継続中と言わざるをえず、従って緊急事態宣言は解消できないこととなります。(緊急事態宣言解消の条件はこればかりではありませんが)

- 「② 事故継続中の状態に、日本の国力をあげて終止符を打た ねばならないにも関わらず、安倍自公政権・日本政府(特 に経産省)にはその動きがないこと」
- 「③ 一方で原子力規制委員会の立場は、監視・規制・評価が 役どころで、"事故継続中の状態"に終止符を打つ主体的 な組織ではないこと」

図 12 を見ておわかりのように、現在の仕組みでは、通常の状態では事故終息に責任をもつ行政組織は監督官庁である経産省です。原子力規制委員会ではありません。その規制委員会が、その権限範囲を超えて強力な指導・命令を東電に行おうとしても、限界があります。ここら辺の事情は表7「田中委員長記者会見抜粋」で、月刊 FACTA の宮島記者とのやりとりに象徴的に示されていますので、お読みになって見てください。また規制委の特定原子力施設監視・評価会合は、2012 年 12 月 12 日に第1 回会合が開催されてから 2015 年 3 月 4 日まで合計 32 回開催されています。その議題はすべて、東電・経産省のアクションに対して受け身の評価に徹しています。15 頁表8に31回会合までの主な議題を列記していますので、目を通して見てください。

「④ 主体である東電及びその監督官庁経産省が本腰を入れて おらず、また規制委も受け身の姿勢であるとなれば、福 島事故終息に向けて主体的に責任を持っている国家組織 は、この4年間不在であった」

実際に東電や経産省が仮に本腰を入れたとしても、そのできることには限界があります。原子力過酷事故は、非常に幅広い分野を巻き込んで解決に当たらねばなりません。一民間会社や一官庁の権限をはるかに超えています。16 頁に掲げた原子力災害対策特別措置法は、このことを想定して内閣総理大臣を本部長とする「原子力災害対策本部」を設置することとしています。

<16 頁に続く>

図 12 福島第一原発を巡る輻輳した行政組織 経済産業省 原子力規制委員会 (資源エネ庁) 監視・規制・評価 監督・命令 福島第一原発 支援 内閣府 原子力緊急事態宣言 発令中(現在)は強力な命令指揮権限を 持つ 表 7 国も規制委も福島原発事故対策には 全面的責任を果たさない (2015年3月4日 田中俊-原子力規制委員会委員長記者会見抜粋)

田中委員長:…1F(福島第一原発)の廃止措置の事業主体、その責任は やはり東京電力なのですよね。今回の場合だって、ずっと振り返っ てみると 1 年以上前からそういう指摘とか懸念というのがあったわ けです。ただ、現実にはなかなか対応をとりにくいというようなも のでもあったわけですよね。

それで、結果的にこういうことになった。(K 排水路の汚染水流出)だから、逆に言うと、どれぐらいの量が出ていて、どれぐらいの濃度のものが出ているというのを東電は最近になって、ここ数日になってようやく我々の目に届くようになってきたわけで、それが出てきていないということで、前に出てきていたのは、どちらかというと、晴天時の余りレベルの高くないようなデータはちょっと出ていたような気もしますけれども、いわゆる告示濃度を10倍以上上回るような、そういうようなデータが雨の度に出ているのだという説明はなかったのです。だから、そういう点では遅れをとってしまったということはあります。

それから、御承知のように、**海側トレンチの問題がやはり非常に** 大きな排水の問題だったのです。あちらはもう桁が違います。濃度が 4 桁ぐらい上だと思います。大量にあって、あれをとにかく早く止水して、回収するなりなんなりの処置をしなければいけないというところは、御承知のように、ずっとやってきたわけです。

凍結してそれをタービン建屋から隔離するのだということでやってきたのだけれども、**結果的にはうまくいかなくて時間ばかりかかった。これもかれこれ2年ぐらいそういう状況が続いてきた**わけです。

だから、その辺の、言うなれば箸の上げ下ろしまで我々が技術指導をするという立場でもないし、そこまではできないというところもありますので、確かに漁業者の気持ちの問題とか、県民の気持ちの問題からいったらずれていると思いますけれども、そこは御容赦願いたいというところはあろうかと思います。

記者(月刊「FACTA」の宮島氏): 私は先生は前向きに取り組んで頂いていると思うから、先生を批判する気は余りないのですが、この間、高木副大臣から汚染水の対策の公式のコメントをもらってきましたけれども「福島第一原発において現時点で考えられるリスクについて、被災された住民や国民の視点に立って改めて網羅的に総点検を行い、現在の状況に見合った対策を示し、必要な情報の提供を行う。その上で、この総点検について東京電力任せにせず、国の廃炉汚染水対策チームの事務局が主体的に関与を強める」と、このように既に推進側が言っているわけです。私はこことこちらの組織はやはり車の両輪だと思うのです。私は、基本的に国の関与というのがこの1~2年で後退しているのではないかと、そういう懸念を持っているわけなのです。ですから、私が伺いたいことは、こういうことを受けて規制当局が主体的に何をしてくださるのか。この2年間どうだこうだと言っているのではなくて、この事態を受けて何か主体的にこちらの組織がやるということはないのか。それを伺いたいのです。

田中委員長:基本的に確認させて頂きたいのは、その場合の国の関与というのは、担当するところは経済産業省なのです。規制庁も規制委員会も国の一つの機関です。ですけれども、それは立場が違うのですよ、その場合の関与の仕方が。そんなことを言っていないで一緒にやれよと言いたいのでしょうけれども、そういう意味では随分踏み込んで、規制ののりを越えて随分やってきているのです。

だけれども、例えば凍土壁について見ても、サブドレンから引いたら (流入地下水をくみ上げたら) 凍土壁は要らないかもしれないねという指摘も前回あったと思うのだけれども、そういうことについては、真剣に事業者も経済産業省も技術的に検討していませんよね、対応して頂けませんよね。

汚染水の問題というのはいろいろあります。やはり気を付けなければいけないのは高濃度汚染水です。RO水、要するにセシウムは取っているけれども、溶けた燃料の冷却水というのは非常にたまってきていて、結果的にそれをタンクにためたことによって制動エックス線で敷地境界の線量が10ミリ(mSvのこと)近くまで上がってしまった。それについては、こちらも東電任せではなくて、きちんと測ってどういうことが原因でそうなっているかということで、これはストロンチウムのベータ線による制動エックス線なのだから、それを取り除かないとだめだということで、要求をやっているのです。」

※赤字は当方による強調

〈参照資料〉田中原子力規制委員長記者会見速記録(2015年3月4日)

## 検討会におけるこれまでの審議状況等について

#### 【参照資料】http://www.nsr.go.jp/data/000099102.pdf

#### 第1回(平成24年12月21日)

- 1) 審査の進め方について
- (2) 実施計画について(事業者による全体説 明)
- 実施計画と施設運営計画等との比較確認 結果について

- 第2回(平成25年1月24日)(1)特定原子力施設の主なリスク要因及びリスク影響評価について(2)多核種除去設備(ALPS)について

#### 第3回(平成25年2月1日)

- (1) 多核種除去設備(ALPS) について (2) 現存被ばく状況における線量低減対策に

#### 第4回(平成25年2月21日)

- (1) 多核種除去設備 (ALPS) について (2) 4号機使用済燃料プール等からの使用済 燃料取り出しに係る安全性について
- 3号機燃料取り出しカバーについて
- (4)1~4号機原子炉建屋の耐震性に関する 全体的な考え方について

#### 第5回(平成25年3月1日)

- (1) 多核種除去設備(ALPS)について (2) 4号機使用済燃料プール等からの使用済 燃料取り出しに係る安全性について

#### 第6回(平成25年3月8日)

- 多核種除去設備(ALPS)について
- 特定原子力施設の全体工程及びリスク評 価について
- 燃料デブリ取り出しに向けた原子炉内調 (3)査等の計画について
- (4) 敷地周辺における線量評価について

#### 第7回(平成25年3月29日)

(1) 停電による使用済燃料プール冷却停止等 について

#### 第8回(平成25年4月12日)

- (1) 地下貯水槽からの漏えいについて
- (2)福島第一原子力発電所の放射性物質の放 出・漏えい等に関する主なリスクについ
- 4号機使用済燃料プール等からの使用済 燃料取り出しに係る安全性について (3)
- 1~4号機原子炉建屋の耐震安全性につ 1.17
- (5) 地下水流入に対する止水対策について
- (6) 多核種除去設備のホット試験の開始につ いて
- (7) 停電による使用済燃料プール冷却停止等 に係る対策について

#### 第9回(平成25年4月19日)

- (1) 地下貯水槽からの漏えいについて
- (2) 汚染水処理の現状と今後の対応について (3) 放射性廃棄物の処理・保管・管理計画と
- 今後の確認について

#### 第10回(平成25年5月17日)

- (1) 実施計画の認可について
- 多核種除去設備のホット試験の実施状況 と今後の対応について
- (3) 放射性廃棄物等の処理・保管・管理計画 について
- 東京電力福島第一原子力発電所における (4)リスク評価について
- 入退域管理施設の設置について
- (6) 東京電力福島第一原子力発電所における 事故の分析に係る検討会について
- 地下貯水槽からの漏えい事故に関する対 応について
- (8) 汚染水への対応について

#### 第11回(平成25年5月24日)

- (1) 多核種除去設備 (B系・C系) ホット試験の開始について

- (2) 実施計画の審査について (3) リスク評価について (4) 地下貯水槽からの漏えい事故に伴う周辺 ボーリング調査の結果について

#### 第12回(平成25年6月14日)

- (1) 汚染水処理対策委員会における地下水流 入抑制のための対策のとりまとめ結果に ついて
- (2) 福島第一原子力発電所におけるリスク評 価について
- (3) 実施計画の審査について
- (4) 地下貯水槽からの漏えい事故に対する対

- 第13回(平成25年6月28日) (1)東京電力(株)福島第一原子力発電所1 ~4号機の廃止措置等に向けた中長期
- ロードマップの改訂について (2) 1・2号機取水口(護岸)付近の地下水 からの告示濃度限度を超える放射性物質 の検出について
- (3) 1号機原子炉建屋カバーの解体について
- (4) 今後のリスク評価の検討について

#### 第14回(平成25年7月29日)

- (1) 1・2号機取水口(護岸)付近の地下水 からの告示濃度限度を超える放射性物質 の検出について
- 3号機原子炉建屋5階中央部近傍の湯気 の確認について
- (3) 実施計画の審査について

#### 第15回(平成25年10月30日)

- (1) 汚染水対策に関する規制要求について
- (2) 福島第一原子力発電所の汚染水問題に関 する基本方針に基づく政府の一連の取り 組みについて
- (3) 汚染水対策のこれまでの検討状況につい
- (4) 4号機使用済燃料等の取り出し計画等の 実施計画の変更認可申請について

#### 第16回(平成26年1月10日)

(1) 東京電力福島第一原子力発電所敷地境界 における実効線量の制限について

- 第17回(平成26年1月31日)
  (1)東京電力福島第一原子力発電所敷地境界 における実効線量の制限について
- (2) 汚染水対策に関する規制要求について

第18回(平成26年2月14日)
(1)東京電力福島第一原子力発電所敷地境界 における実効線量の制限について

#### 第19回(平成26年3月31日)

- (1)海水配管トレンチ内の凍結方式による止
- 水について 雑固体焼却設備の設置について
- (3) 敷地境界における実効線量の制限につい
- (4) サブドレンの今後の活用について
- (5) 凍土遮水壁の検討状況について

- 第20回(平成26年4月18日) (1) 凍土遮水壁の検討状況について
- (2) 汚染水貯留タンクの増設計画について
- タンクエリア堰内たまり水への対応につ いて
- (4) サブドレンの今後の活用について
- (5) 凍土遮水壁の検討状況について

#### 第20回(平成26年4月18日)

- (1) 凍土遮水壁の検討状況について (2) 汚染水貯留タンクの増設計画について
- (3) タンクエリア堰内たまり水への対応につ
- (4)滞留水の管理について

#### 第21回(平成26年5月2日)

(1) 凍土方式遮水壁の検討状況について

#### 第22回(平成26年5月26日)

(1) 凍土方式遮水壁に対する地盤沈下の検討 について

#### 第23回(平成26年6月6日)

- (1) 凍土方式遮水壁の設置工事における地下 埋設物等への考慮について(2) 凍土方 式遮水壁の設置に伴う地下水及び建屋内 汚染水の水位管理について (3) 凍土方式遮水壁に係る地下水等の監視及
- び緊急時の対応について
- 多核種除去設備等による汚染水処理につ

#### 第24回(平成26年7月7日)

- (1) 2, 3号機海水配管トレンチ建屋接続部 止水工事進捗状況について
- (2) 凍土方式遮水壁の施工に関する放射線防 護対策の確認結果等について
- (3)放射性物質分析・研究施設の整備につい

#### 第25回(平成26年7月23日)

(1) 2, 3号機海水配管トレンチ建屋接続部 止水工事進捗状況について

#### 第26回(平成26年8月19日)

- (1) 2, 3号機海水配管トレンチ建屋接続部 止水工事の進捗について
- 3号機ガレキ撤去作業時のダスト飛散に 伴う放射性物質放出量の推定値について
- (3) 東京電力福島第一原子力発電所の外部事 象に対する防護の検討について

#### 第27回(平成26年10月3日)

- (1) 2,3号機海水配管トレンチ建屋接続部 止水工事の進捗について (2)東京電力福島第一原子力発電所の外部事
- 象に対する防護の検討について (3) 福島県内における大気浮遊じんのモニタ
- リング強化について (4)福島第一原子力発電所における事故報告 基準の見直しについて

#### 第28回(平成26年10月31日)

- (1) 海水配管トレンチ建屋接続部止水工事の 進捗について (2) サブドレン他水処理施設の状況について (3) 1号機放水路溜まり水及び護岸付近の地
- 下水における放射性物質濃度上昇につい
- (4) 3号機ガレキ撤去作業に伴う放射性物質 の飛散量の評価について
- (5) 地下水バイパスの稼働状況について (6) 福島第一原子力発電所使用済燃料プール からの燃料取り出しにおける乾式キャス クについて

#### 第29回(平成26年11月21日)

- (1) 海水配管トレンチ建屋接続部止水工事の 進捗について
- サブドレン他水処理施設の状況について
- (3) 施設定期検査の実施状況について

- 第30回(平成26年12月26日) (1) 海水配管トレンチ建屋接続部止水工事の 進捗について
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の中期的 リスク低減目標マップ (仮称) について
- 福島第一原子力発電所における廃炉作業 に伴い追加的に上昇する敷地境界実効線 量(評価値)の制限達成に向けた対策に ついて
- (4) 東京電力福島第一原子力発電所に係る原 子力災害対策の在り方について (案)

#### 第31回(平成27年2月9日)

- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所 の中期的リスクの低減目標マップ(平成 27年2月版) (案) について
- (2) 海水配管トレンチ汚染水対策工事の進捗 について
- (3) 陸側遮水壁閉合後の水位管理について
- (4) 3号機ガレキ撤去作業(平成25年8 月)に伴う放射性物質の敷地外への降下 量について
- 福島第一原子力発電所に係る事故故障等 の報告基準の見直しについて

#### <14 頁から続き>

そして 20 条「原子力災害対策本部長の権限」をご覧いただく とわかるのですが、原子力緊急事態宣言中は、事故終息 (継続中の 事故に終止符を打つこと) に向けてほとんどオールマイティに近い権 限が与えられています。

ところが現在原子力災害対策本部は事実上原子力防災会議と一体化してしまい、開店休業の状態にあります。従って、

「⑤ 本来事故終息に向けて国家的責任を負っておりかつオールマイティに近い権限を持つ原子力災害対策本部長(内閣総理大臣が兼務すると明記)がこの4年間、なんの仕事もせず、事態を傍観しているところに、事故が終息しない真の原因がある」ということになります。

原災本部長たる安倍首相は、事故終息に全力をあげるどころか、 事故継続中の現在、再稼働に熱心であり、また福島復興と称して、 除染対策や防潮堤建設、あるいは凍土壁問題に象徴されるように 一部巨大企業に国家予算が余分に配分されることばかりに熱心で す。(後世歴史家は、必ず安倍晋三氏を、日本の憲政史上まれに見る暗愚な首相と して記録するでしょう)

福島原発事故から今日でちょうど 4 年、福島原発事故終息(継続中の事故に終止符をうつこと。それから廃炉工程です)にむけて、根本から体制を見直す時期に来ていると、私は思うのですが、皆さんいかがお考えですか。

## 表9 原子力災害対策特別措置法 原子力緊急事態宣言、 原子力災害対策本部長そして本部長の権限

(原災特別措置法抜粋)

原子力災害対策特別措置法(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)最終改正:平成二六年一一月二一日法律第一一四号

#### (目的)

第一条:この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の 予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及 び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その 他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることによ り、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、災害 対策基本法その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子 力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生 命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### (原子力緊急事態宣言等)

- 第十五条:原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。
- 一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
- 二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものとする。
- 緊急事態応急対策を実施すべき区域
- 二 原子力緊急事態の概要
- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項
- 3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項 及び第六項 の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。
- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。)をするものとする。

#### (原子力災害対策本部の設置)

第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(以下「緊急事態応急対策等」という。)を推進するため、内閣府設置法 (平成十一年法律第八十九号)第四十条第二項 の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

#### 2 (略)

#### (原子力災害対策本部長の権限)

- 第二十条 原子力災害対策本部長は、前条の規定により権限を委任された職員の当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における権限の行使について調整をすることができる。
- 2 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。
- 3 前項に規定する原子力災害対策本部長の指示は、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については、対象としない。
- 4 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法第八条に規定する部隊等の派遣を要請することができる
- 5 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 原子力災害対策本部長は、原子力緊急事態の推移に応じ、当該原 子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第 十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示するこ とにより変更することができる。
- 7 原子力災害対策本部長は、原子力災害事後対策の実施状況に応じ、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態解除宣言において公示された第十五条第四項各号に掲げる事項について、公示することにより変更することができる。
- 8 原子力災害対策本部長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副本部長(原子力規制委員長)に委任することができる。
- 9 原子力災害対策本部長は、第一項、第二項及び第五項の規定による権限(第二項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を原子力災害現地対策本部長に委任することができる。
- 10 原子力災害対策本部長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。